

核兵器禁止条約締結に向けて日本政府が積極的な役割 を果たすよう求める意見書

5月27日、オバマ大統領が被爆地ヒロシマを訪問し、全世界の注目がその一挙手一投足に集まりました。原爆投下正当化論が依然として根強く残る米国においてその現職大統領がヒロシマの地に足を踏み入れることは大変勇気のある行動であり、謝罪の有無に関わらず、被爆の実態に接し、核兵器使用のもたらす惨禍についての理解を深めることは、前向きの一歩と評価すべきものです。

と同時に改めて、いかにすれば世界から核兵器をなくすことができるのかという課題を浮き彫りにすることになりました。

人類は昭和47年に生物兵器を、平成5年に化学兵器を、平成9年に対人地雷を、平成20年にクラスター爆弾を、それぞれ禁止条約を結ぶことで非人道兵器の使用を法的に禁止する枠組みをつくることに成功しています。

その経験を核兵器の使用禁止にも生かし、今、核兵器禁止条約の締結に向けて各国政府が努力を開始しています。

問題はその締結交渉を始める求めることを求める国連での決議に対して、核保有国が反対し、唯一の被爆国である日本政府代表までが、反対はしないというものの、棄権と言う恥ずべき態度をとり続けていることです。

よって、政府におかれましては、オバマ大統領の被爆地訪問という米国政府の前向きの変化を考慮し、これまでの態度を転換し、核兵器禁止条約の締結に向けて、一刻も早く国際的交渉を始める立場に立ち、積極的な対応をしていただくよう下記の事項について強く要望します。

- 1 核兵器禁止条約締結に向けて唯一の被爆国政府にふさわしく、積極的に国際交渉を始めること。
- 2 核兵器禁止条約締結に向けて国際的交渉を始めるよう求める決議案に棄権する態度を改め、賛成すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月28日

尾道市議会

関係行政庁あて